

こども園の対応について（案）

現状の方針

5月31日まで緊急事態宣言が継続
⇒ 継続された期間の末日まで、登園自粛

21日をもって、緊急事態宣言が解除され、大阪府の緊急事態措置も大幅に解除されたことから、以下の対応をとる必要がある。

方針変更

21日に緊急事態宣言が解除され、府の緊急事態措置（外出自粛や休業要請）も大幅に解除される方向性が打ち出された。これを受けて堺市としても、『登園自粛』から『通常保育』に移行するものとする。

上記の方針変更については、保護者への丁寧な説明や保育教諭のローテーション、通常保育開始準備等のために一定の期間を必要とすることから、保護者及び施設に対しては、本日中に通知した上で、5月28日（木）から適用することとしたい。

なお、施設からの依頼により、家庭保育へご協力いただく場合もあります。この場合、6月中は保育料の日割り減額を行う。

また、育児休業中の家庭については、復職が7月中となっても、利用決定の取り消しは行わないものとする。